

保育内容における「家庭支援論」の意義と考察

Significance and consideration of a preliminary essay on home-support theory in the content of childcare

山 村 けい子*

(平成29年1月18日受理)

要約

近年、核家族化等の影響により、地域社会のコミュニティや家庭の形態も多様化してきた。また、女性の就労が一般化されてきて、子どもの子育てにおける両親、特に母親の負担が大きくなってきている。そして保育者養成課程においても、保護者から家族、家庭、地域を視野に入れた支援体制について理解を深めるといったことから、2010（平成22）年に「家庭援助論」から「家庭支援論」に変わった。学生に講義の受講前と14回目の受講後にレポートを記述させることにより、学生の意識の変容から考察を行い、保育内容における家庭支援論の意義について明らかにした。

キーワード：子育て支援、家庭支援論、保育者養成

keywords：Child care,

The preliminary essay which taught the home support theory the childminder training

1. はじめに

(1) 研究目的

近年、都市化、核家族化等の影響により、地域社会のコミュニティや家庭の形態も多様化してきた。また、女性の就労が一般化されてきて、子どもの子育てにおける両親、特に母親の負担が大きくなってきている。また、地域の中で近隣の人間関係が希薄化し、地域の子育ての力も低下が著しい。1990年代以降、保育を取り巻く社会情勢、子ども、保護者の生活環境や子育て環境が変化してきた。子どもと家庭を取り巻く環境の変化の中で子どもの育ちの変容や家庭の子育て力の低下が言われてくるようになった。例えば、家庭や地域において身近に子育てについて相談する人がいないこと、子育てが孤立、無縁の中でおこなわれていること、地域の子育て力が弱くなっていることなどから、家庭の養育力の低下が起きている。ひとり親世帯の貧困やドメスティックバイオレンス、虐待、ネグレクトなどの福祉的課題を抱える

世帯、抱える可能性のある世帯も増えている。このような背景から、育児と就労の両立の困難、子育て不安、子育ての孤立化、虐待の問題、貧困、ひとり親など社会問題として顕在化してきた。

2008（平成20）年に保育所保育指針の3回目の改訂がなされた。保育所保育指針に記されている保育の目標に、「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」¹⁾とある。その子どもが最もよく生きるための土台作りをするのは、保護者と保育士の務めである。そして、子どもの育ちにもっと影響を与えるのが保護者であるので、保護者への援助は重要である。保育士は、子どもの保育を直接に担うとともに、家庭に近い存在でもあるため、保護者への援助にという役割も担っていかなくてはならないとされている。

保育所保育指針に保育所の役割として「保護者支援」位置づけられたことも、この改訂の大きな要点である。つまり、「保育所（園）は、養護と教

(*やまむらけいこ 保育科講師 保育・幼児教育)

育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）を行う²⁾ことが明記されている。このように保育所の役割が広がってきた背景には、子育ての危機とも言える問題状況を解決することが急務となった状況下で、地域にある育児関連の支援資源としての保育所に大きな期待がかけられていることがある。したがって、保育所に入所している・していないにかかわらず、保育所に対して地域の保護者支援も求められる。

今までは、保育は、「ケアワーク」であったが、これらの背景から保育の相談援助とし「ソーシャルワーク」の原理も取り入れるようになってきた。

徳広（2010）の先行研究において、保育者養成校における授業の中で「保育者養成と家庭支援論・保育相談支援」には、次のように書かれていた。「2011年（平成23）年度から保育士養成課程にて開講された『家庭支援論』と『保育相談支援』の内容を包括した夏期集中講義『保育内容特論Ⅱ・家庭支援と保育相談支援』を行った学生の受講前と受講後のレポートを通読して、学生の思いの変化や保育者としての成長について質的に考察することを通して今後どのようにして講義をして良いかということ考察した。また学生が20代であり、自分より年上で社会経験も豊富な保護者の方への対応等に大きな不安を抱えていたが、ある程度、保護者に対する保育に関する指導である保育指導の知識や技術を身につけることによって軽減できるということがわかった。しかし、保育者になった後は、保育所（園）の保護者の対応だけではなく、地域の子育て家庭への支援も役割とされているので不特定多数の地域の子育て支援もその役割としての対応についての力量も必要である³⁾と述べられていた。

この先行研究では、授業を受講前と後ではどのような問題意識を持ち、それを踏まえて保育者養成校に家庭支援論や保育相談支援はどのように展開すればよいのかを考察していた。そして、「知識や技術を増やしたい」、「保護者との信頼関係、

「話を聞くだけでもよい保護者に寄り添う支援」等で「保育所（園）での保護者対」に関することだけが考察として述べられていた。

しかし、2008（平成20）年に保育所保育指針の3回目の改訂においての「地域の子育て支援」については述べられていなかった。

保育所の役割が広がってきた背景には、子育ての危機とも言える問題状況を解決することが急務となった。その状況下では、地域にある育児関連の支援資源としての保育所に大きな期待がかけられていたのである。したがって、保育所に入所している、していないにかかわらず、保育所に対しては、「地域の保護者支援」が当然求められるのである。

しかし、保育所実習を終えた学生にとっては、実習園では保護者と関わることも少なく、実際に保護者対応の経験をほとんどしていない。朝夕の挨拶、その日の出来事の伝言等に限られている。

また、「家庭支援論」の授業は、演習や実習ではなく「講義」である。「講義」の中だけの話になりがちである。つまり、学生にとっては、「地域の子育て支援」は、現実的な話ではないのかもしれない。

現場においては、保育所保育指針改訂後に、園庭開放、保育所の行事への参加、乳児対象にふれあい遊び、離乳食、トイレトレーニング等を計画して地域の子育て支援を保育所や保健所等を利用して展開してきた。このような現場を経験している筆者の経験も授業に取り入れることにした。そうすることによって家庭支援論の授業で「地域の子育て支援」についての理解を深めることができるのではないだろうか。

この点も今回の研究の目的の一つとして考えていくことにした。家庭支援論が保育士資格の科目として6年になるが、なぜそれが必要となり、また「家庭援助論」から「家庭支援論」に変わった経緯を踏まえ、第三部3年生の学生73名を対象に授業の1回目に授業中に質問に対して自由に記述させた。そして、14回目の授業を受けた後にまた質問に対して自由に記述させた。その結果を同じような内容の記述を1つのカテゴリーにしていく

つかの項目に分けた。そして項目の中で一番件数の多いものを学生の意識の大きな変化の表れとして考察することにした。

また、質問の結果によっては「保育所の保護者に関する項目」と「地域の保護者に関する項目」とに分けることができた。これらの結果を総合して「家庭支援論」の授業が、学生の意識の変容にどのように関わっているのか、またその意義を考察していくことにした。

2. 「家庭援助論」から「家庭支援論」へ至るまでの経緯

1990（平成2）年、1回目の保育所保育指針の改訂が行われた。この指針の総則には、保育所保育の特性が「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性がある」とされ、通所児が保育所で安定した生活と充実した活動ができることを中心に保育が考えられてきた。

また、この時期、合計特殊出生率が1.57となり1990（平成2）年、出生率の低下による子どもの数の減少を食い止めるための少子化対策の一環として、保育所は、子どもを生み育てやすい環境づくりの中核資源として位置づけられた。1994（平成6）年、国により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定された。このプランには、保育の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」が含まれていた。低年齢の時期から乳幼児を保育所に預けやすい環境を整えることによって、子育て家庭の増加を期待した施策がエンゼルプランであったのである。

さらに、1997（平成9）年に、児童福祉法が大幅に改正され、保育所の利用が、それまでの「行政処分としての措置」という位置づけから「利用者が保育所を選択し市町村と契約する」というシステムへと変更された。これにともなって、保育所や市町村には、保育所利用者に対する情報提供義務が課せられるとともに、保育所や市町村は、

地域の子育て支援として育児相談、助言をおこなうことが努力義務となった。この観点からも、保育所は地域の子育て支援のための重要な資源として位置づけられた。

(1) 地域子育て支援を担う保育所保育

1997（平成9）年の児童福祉法的大幅改正に連動する形で、2000（平成12）年には、保育所保育指針の2度目の改訂がおこなわれた。この背景には、女性の社会進出や晩婚化にともなう「就労と子育ての両立」という課題や、核家族化やライフスタイルの変化がもたらした子育ての不安感、負担感や家庭、地域の子育て力の低下に起因するとされている「育児の孤立化」「子どもに対する虐待、ネグレクト」という課題がある。この改訂では、多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施や、保育所における子育て相談、指導の実施などが提起されており、それにともなって、入所児の家庭だけではなく、在宅で子育てをしている家庭を対象にした育児相談や子育てサークルへの支援などを積極的に展開することが、保育所に求められるようになった。さらに、これらの支援を地域社会との連携のもとで推進していくことが重視され、保育所と児童相談所、保健所、その他専門機関などとの協力関係が必要であることも明確化された。一方、すでに述べた「エンゼルプラン」1994（平成6）年が「新エンゼルプラン」として継続的な施策方針として策定された1999（平成11）年。ここでは、仕事と育児の両立支援や待機児童解消が目指されており、保育所は、地域の子育て支援資源として期待されるようになったのに加え、少子対策の一環としての地域資源としての役割も継続して担うこととなった。

(2) 保育所保育指針の3度目の改訂における「第6章 保護者に対する支援」の明記

保育所保育指針の3度目の改訂は、2008（平成20）年におこなわれたが、これは、2回目の改訂から8年の間に、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が、保育者や保育に関係する制度や施策展開によって、少しずつ改善されてきたとはいえ、ま

だ課題や問題点も残されていたからである。

例えば、家庭や地域において、人や自然と関わる経験が少なくなったこと、睡眠、食事、その他の生活習慣を含む、いわゆる規則的な生活リズムが作れなくなってきたことなど、子どもの生活実態が大きく変化したことが挙げられる。また、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待などの問題も指摘されている。

地域における子育て支援の活動が活発になり、保育所はもとより、育児サークル（サロン）や地域子育て支援拠点など、多様な支援の担い手がかかわる地域の保育、子育て支援の資源が蓄積されつつある。延長保育や一時保育などの保護者の多様なニーズに応じた保育サービスもすすむ中、保育者と保護者との適切な関わりが求められている。

家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、保育所は、働きながら子育てをする家庭を支える地域の担い手としての役割が大きく期待されるようになり、保育所における質の高い養護と教育の機能が強く求められるようになってきている。こうした質の高い保育をはじめとする様々な期待が高まる状況にあって、保育所の役割・機能を再確認し、保育内容の充実を図ることが重要となっている。

改訂の要点の中でも、保護者支援については、保育士の業務として新たに明記された。すなわち、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援に加え、地域における子育て支援（在宅で子育てをする家庭への支援）も保育士の役割となってきたのである。

そして、徳広（2010）は、「児童福祉法改正に伴い、変更された保育士養成カリキュラムでは、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成15年12月9日付け雇児発第1209001号）以下、「旧カリキュラム」という）、『保育指導』を教授する科目として、2004（平成16）年度入学生から、『家族援助論』が保育士養成課程に加わった」⁴⁾と述べている。

また次に「現行の保育所保育指針は、2008（平

成20）年3月28日に、①保育所の役割の明確化、②保育の内容の改善、③保護者支援、④保育の質を高める仕組み、の4つを中心に改定された。そしてこれに呼応して、「2011（平成23）年度入学生から保育士養成課程の系列、教科目及び単位数を変更したカリキュラム（『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』の一部改正について（平成22年7月22日付け雇児発0722第5号）」、以下「新カリキュラム」という）が適応される」⁵⁾と述べられている。

そして保育士養成課程等検討会では、平成22年3月24日保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）の中で「家庭、地域などを視野に入れた支援のあり方や支援体制について理解することが必要となっているため、変更する」⁶⁾とあり、「家族」から「家庭」を含めた支援体制や支援のネットワークが重要視されていることや、「児童家庭福祉」「社会的養護」等の科目との関連を踏まえ、「家族援助論」を「家庭支援論」とすることとなった。

3. 研究方法

(1) 方法

まず1回目の講義の冒頭で「家族とはなんですか」「実習を終えてどのような『家庭支援』が必要とありましたか」を授業中に自由に記述させ、受講前のレポートとした。

14回目の講義の後に「家庭支援論の授業から新たに家庭を支援するのに大切だと思ったことをあげてください」について自由に記述させ、授業後に提出するようにした。

これを受講後のレポートとした。実習先は保育所（園）とする。

(2) 時期

- ・受講前レポートは、2016（平成28）年9月13日第1回講義前半約40分
- ・受講後レポートは、2016（平成28）年12月13日～16日

(3) 対象

保育科第三部3年生73名を対象に行った。

(4) 分析方法

学生のレポートと全講義終了後の意見を対にして比較し意見・感想にキーワードの抽出を行った。各意見は複数回答である。今回は講義開始前と14回の講義終了後の学生の大きな意識変化に着目し比較検討を加えた。

「家族とはなんですか」という質問に対しては、比較をするのではなく、「家族」という事について学生はどのように思っているのかという意見を取り上げた。

今回受講後に行ったレポートの質問は3項だが、後の2項については、研究の対象外とした。

(5) 「家庭支援論」の講義内容

新保幸男・小林理の『家庭支援論』(2016)をもとに講義を展開していった。この本を選定した理由は、次のように述べられていたからである。

2002(平成14)年、保育士養成課程に「家庭援助論」が加えられた。これは、保育士の業務として保護者に対する保育指導を行うことが求められるようになったことによる。さらに、2010(平成22)年には、家庭援助論は、「家庭支援論」へと名称変更された。厚生労働省の保育士養成課程等検討会の資料を見ていくと、その趣旨として、「家族」から「家庭」を含めた支援体制や支援ネットワークが重要視されていることや、「児童家庭福祉」「社会的養護」等の科目との関連を踏まえ、「家庭支援論」とするといった説明がなされている。

また、科目別の教育内容の説明では、保護者から家族、家庭、地域を視野に入れた支援体制について理解を深めるといった説明がなされている。この教育内容の変遷からは、現代の家族の生活実態の多様化により、家族だけでなく、生活にかかわる人々すべて、また、地域社会の人々へと視点を広げて理解していくことが必要であるということが読み取れる。

そういう点を考慮し、選定をした。ここに書か

れている講義の内容に加えて保育所勤務時代の事例や本の内容に「相談援助」があるので、大嶋・金子の『相談援助』(2011)から事例を使用した。この支援を考えていく上で「エンパワメント」の必要性、重要性を考え、安梅『エンパワメントのケア科学当事者主体チームワーク・ケアの技法』(2004)から「エンパワメントの8原則」も参考資料として配布をした。

(1) 授業計画(Ⅱ期15回の内14回)

以下の内容を14回の授業の中で講義を行った。

- 第1講 家庭の意義と機能
- 第2講 家庭支援の必要性
- 第3講 保育士等が行う家庭支援の原理
- 第4講 家庭生活を取り巻く社会的状況の変化
- 第5講 地域社会の変容と家庭支援
- 第6講 現代の家庭における人間関係
- 第7講 男女共同参画社会とワーク・ライフ・バランス
- 第8講 子育て家庭の福祉を因るための社会資源
- 第9講 子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進
- 第10講 多様な子育て支援サービスの概要
- 第11講 保育所入所児童の家庭への支援
- 第12講 地域子育て家庭への支援
- 第13講 要保護児童およびその家庭に対する支援
- 第14講 子育て支援における関係機関との連携
- 第15講 子育て支援サービスの課題

表1-1 家族とは何か（受講前）

（複数回答・66名）

1	共に生き、いつも一緒にいて辛い時も苦しい時も支え合える。	31
2	安心安全な場所。	20
3	かけがいのないもの。一番大切な存在。	18
4	気を使わない、心を許せる、落ち着く場所。	16
5	どんなことがあっても味方である。	13
6	簡単に離れられないもの。血が繋がっている。	9
7	一番自分のことを知ってくれている。理解してくれている。	8
8	喧嘩しても仲直りができる。	7
9	つまらないことでも笑い合える。	6
10	いつも見守ってくれて感謝する。	5
11	共に成長できる。	4
12	お互いの愛情を持って関わる。	4
13	血のつながりがなくてもお互いが信頼信用して大切にしあえ、安定、安心して暮らせる人たちが家族となれる。	4
14	悪いことをしたら全力で叱ってくれる。	2
15	一番近い社会。	2
16	親は子供のモデル。	1
17	将来のことを話し合える。	1
18	祖父母が母親代わりで大切な存在。	1
19	冷たさも感じるが温かさを感じる。	1
20	度合いにもよるが許せる存在。	1
21	何かあったら親が責任をとる。	1
22	生きる源を与えてくれる。	1
23	尊敬し合える。	1
24	人格形成の場。	1
25	その他	6

表 1-2 実習を終えてどのような家庭支援が必要と思われましたか

1	家庭の事情にあった支援（個別の対応）。	11
2	家庭と保育所の間で情報を共有できる（連携）。	10
3	悩みを打ち明けられる人がいることは良い。	8
4	子どもにも家庭にとっても心の支えになり、寄り添う。	8
5	子どもの保育所での様子を伝える。	7
6	障害のある子どもをもつ家庭の支援。	4
7	普段から信頼関係を築く。	4
8	子どもの話を聞けるような家庭にしていく。	3
9	子育ての楽しさを伝える。	3
10	発達段階にあった支援が必要。	3
11	時間のない保護者への支援をする。	2
12	それぞれの家庭の現状を保育者全員がしっかりと理解をする。	2
13	職員間の情報共有、連携。	2
14	あまり干渉しすぎるのはよくない。	2
15	保護者が自分で出来ることは自分で出来るように支援をしていく。	2
16	子どもが「保育所楽しかった」といえるように保護者の支援が子どもに返って行くようにする。	2
17	子育てや家庭のことで困っていたら一緒に解決していく。	2
18	親子共々成長できるように話を聞き、アドバイスをする。	2
19	保育者も成長しながら支援をする。	2
20	外国籍の方とのコミュニケーション支援（多文化）。	1
21	短時間でも保護者の話を聞いてあげる。	1
22	愛情を持って保育する。	1
23	保護者を否定せずにもた、正しい意見を伝える。	1
24	学童へ行っても支援が必要。	1
25	他機関への連携が必要である。	1
26	施設実習では、たとえ血が繋がってなくても家族の形を作り安心する居場所を与えていくことが大切である。	1

表 1-3 家庭支援論の授業から新たに家庭を支援するのに大切だと思ったことはなんですか（受講後）

①日常の保育について

(複数回答・71名)

1	保護者は、答えを求めているのではなく話を聞いてほしい。共感することが大事である。親身になって保護者の話を聞き、気持ちに寄り添う。否定的な言葉を使わずに共感をしていく。	22
2	家庭の背景にも目を向けることが大切であると思った。問題だけを見て解決をしようとするのではなく根本的な問題から全体を見ようとする力が大切である。	7
3	個別の対応をする。家庭を良く知る。	6
4	子どもと保護者の今後を見据えて、保護者の子育て力を高め、子育てに自信をもって子どもとの生活に喜びを見出せるようになること。	4
5	保護者も一人の人間として接することが、保護者との信頼関係につながる。	3
6	問題解決に向けて一緒に考えることが大切である。	2
7	相談をしてもよいと思ってもらえるように保護者と信頼関係を結ぶ。	2
8	保育所での子どもの生活や遊びを具体的に保護者に伝える。	2
9	日常の中で子どもや保護者の些細な変化も見逃さずに課題に気づくことができ支援をしていく。	2
10	子どもの成長を共に喜ぶ事ができる。	2
11	子どもの最善の利益、子どもの幸せを第1に考える。	2
12	孤立しないようにつながりを持てるようにする。	2
13	自分自身の技術・資質向上。	2
14	保護者の持つ仕事等を配慮し朝に長い話をするのではなく大事なことは夕方のお迎えのときにするようにする。保護者が気持ちよく1日仕事ができるように配慮する。	1
15	色々な国籍の家庭の対応が必要である。	1
16	倫理観を常に見直しその状況に応じた適切な判断をしていく。	1
17	保育所時代だけでなく小学校へ入っても引き続き支援ができるようにする。(保小連携)	1

②保育相談等・専門機関との連携について

1	専門的な知識・技術をもって子どもや保護者に適切な支援を行う。保護者が相談しやすい環境をつくる。ソーシャルワークの活用・相談援助。	23
2	色々な社会資源、専門機関との連携、社会福祉制度について理解をし、必要な保護者に紹介する。児童家庭福祉サービスなどを理解する。	16
3	エンパワメントの原則（生きる力、潜在的に持っている力を引き出す）が大切である。	5
4	あまり家庭の中に踏み込みすぎないようにする。	4
5	保護者の選択が増えるような専門機関や法制度が状況に応じた情報提供ができる。	4
6	場面ごとの状況に応じた早期発見、早期対応が大切である。	3
7	保育の専門知識だけでなくコミュニケーション技術、必要な社会資源等を知っていること。	3
8	子どもの最善の利益を追求できるように社会資源についても知っておくことが大切だと思った。	1
9	核家族が多くなり、親が一人で子育てをして、どこにも相談できず、保育士が相談に乗り支援することが大事である。そのような理由から家庭支援論が授業になった。	1
10	福祉だけでなく様々な分野から支援をしていく。	1
11	インターネット等で多くの情報を発信していく。	1

③地域との連携について

1	保護者の子育てで不安や負担を軽減、解消するためには身近な地域での支援が必要。	5
2	子育てをめぐる環境の厳しさが増しつつある中で将来の社会経済への影響が一層深刻になるから家族にとっての社会環境が大切である。	4
3	地域の子育て支援に参加することが大切である。	4
4	地域と子育て家庭との連携が大切で地域は支援の幅を広げる。地域の子育て支援の強化。	3
5	地域のことを知る。	2
6	子育てサークル、大学等で行われている子育て支援。	1
7	周りの助けが求めやすいような環境を作っておく。	1
8	地域の人や保育者が居場所を作ってあげることが大切である。	1
9	社会課題を知り、理解をする。	1
10	地域社会の変容にも目を向ける。	1

5. 結果

はじめに、この授業を行う前に学生に「家族とは何か」、「実習を終えてどのような家庭支援が必要と思いましたか」という質問をし、表1-1、表2-2という結果がでた。

表1-1の結果は、「共に生き、いつも一緒にいて辛い時も苦しい時も支え合える」というような記述が一番多かった。2番目には「安心安全な場所」、「かけがいのないもの、一番大切な存在」、「気を使わない、心を許せる、落ち着く場所」、「どんなことがあっても味方である」と続いた。この結果より「家族」という存在が、学生の生きる上において非常に大切であることが分かったと同時に「家族」とはそういう存在だと認識していると思われる。ここで1つ注目したい結果が13番目の「血のつながりがなくてもお互いが信頼し、信用して大切にしながら、安定、安心して暮らせる人たちが家族となれる」という記述があった。おそらく施設実習での経験からの記述であると思われる。予想をしなかった結果であるが、「家族支援」をしていく上で、色々な家族形態があることを理解しておくには大切なことだと言える。「血のつながり」つまり血縁だけにとらわれるのではなく家族として一緒に生活をしている保護者を支援していくことも大切なことである。

次の表1-2「実習を終えてどのような家庭支

援が必要と思いましたか」という結果においては、「家庭の事情にあった支援（個別の対応）」と「家庭と保育所の間で情報を共有できる（連携）」とほぼ同じ結果になった。「個別の対応」の必要性を1番にあげているのは、ひとり一人の家庭の事情、課題が違うことで「同じ対応」ができないことが理解できたのであろう。課題解決に向けて支援をするには、「情報の共有」の必要性をあげている。「悩みを打ち明けられる人がいることは良い」、「子どもにも家庭にとっても心の支えになり、寄り添う」、「子どもの保育所での様子を伝える」についてもほぼ同じぐらいだったが、「悩みを打ち明けられる」、「心の支え」ということから保育者が保護者からは、身近で、信頼される存在であることを実感しているようである。

そして最後に「施設実習では、たとえ血が繋がってなくても家族の形を作り安心する居場所を与えていくことが大切である」ということがあがっていたが、「家族とは何か」という問いかけに連動した記述だと思われる。実習を経験しないと出ない意見であり、今後色々な家庭環境にある子ども達にとっては、貴重な意見だと思われる。障害児の家庭についても支援も出てきており、障害児の子育てに対する理解もうかがえた。「発達にあった支援」という項目もあるように「子どもの発達」のことも留意した支援も考えている。外国の方の

子育て支援についての項目もあがってきており、「多文化」についての支援も必要であると理解している。

2回目は、授業を受けた後に表1-3「家庭支援論の授業から新たに家庭を支援するのに大切だと思ったことはなですか」について自由に記述をしてもらった。

授業を受ける前に書いた記述とは明らかに違っていたのは「地域に対して」の意見が多く述べられており、カテゴリーも大きく3つに分けてから項目に分けていった。

「①日常の保育について」、「②保育相談等・専門機関との連携について」、「③地域との連携について」と3つに分けた。

まず、「①日常の保育について」では、「保護者は、答えを求めているのではなく話を聞いてほしい。共感することが大事である。親身になって保護者の話を聞き、気持ちに寄り添う。否定的な言葉を使わずに共感をしていく」という意見が多く、受講前の「寄り添う」という事だけでなく「共感」、「否定的な言葉を使わず」という様な寄り添う事から「さらに共感をし、否定をせずに受け入れていく」という「受容」という事の大切さに気づいてきている。2番目には、「家庭の背景にも目を向けることが大切であると思った。問題だけを見て解決をしようとするのではなく根本的な問題から全体を見ようとする力が大切である」では、課題に対してだけでなく家庭の背景という点にも注目している。3番目は、前回も出ていたように「個別の対応をする。家庭を良く知る。」という点は、共通している。4番目は、「子どもと保護者の今後を見据えて、保護者の子育て力を高め、子育てに自信をもって子どもとの生活に喜びを見出せるようになること」と本来の「家庭支援」の目標をあげていた。そして自らのこととして「資質向上」という点も数名ではあるが、重要であることを感じているようである。

次に「②保育相談等・専門機関との連携について」は、「専門的な知識・技術をもって子どもや保護者に適切な支援を行う。保護者が相談しやすい環境をつくる。ソーシャルワークの活用・相談援

助」が最も多く、「ソーシャルワーク」「相談援助」という言葉が出てきている。3回目の改訂の保育所保育指針には「ソーシャルワーク」ということは、書かれているが、今回の講義の中での印象が強かったと思われる。そして色々な関係機関との連携の重要性や「社会資源」は何であるかも理解しているようである。エンパワメントについても記述があり、学生にも支援者として重要なことであることがわかってきている。

「③地域との連携について」については、「保護者の子育て不安や負担を軽減、解消するためには身近な地域での支援が必要」、「子育てをめぐる環境の厳しさが増しつつある中で将来の社会経済への影響が一層深刻になるから家族にとっての社会環境が大切である」、「地域の子育て支援に参加することが大切である」、「地域と子育て家庭との連携が大切で地域は支援の幅を広げる。地域の子育て支援の強化」があまり大差なくあげられていた。他の項目も重要な点であると思われる。

受講前には出なかった「地域との連携」に関しては、この結果を見る限りでは、学生の意識の変容が大きいことが読み取れる。これらの結果から受講前の学生の意識と受講後の学生の意識の変容をもとに考察をしていき、「家庭支援論の意義」を考えてみたい。

6. 考察

まず、「家族」とは、一体自分達にとってどのような存在であるかを考えるところから始めた。第三部の学生、73名（うち66名）表1-1の「家族とは何か」という質問に「共に生き、いつも一緒にいて辛い時も苦しい時も支え合える」と意見が1番多く、次に「安心安全な場所」、「かけがいのないもの・一番大切な存在気を使わない」、「心を許せる・落ち着く場所どんなことがあっても味方である」という意見が続いた。

「家族」とは、夫婦関係を中心にして親と子ども、兄弟、そして祖父母などの近親者によって成り立っている。「第一義的な福祉追求集団」言われ、定義されている。新保・小林（2016）の家庭支援論では、「1960年代には、森岡清美が、この定

義に『ただし、これらの要件を全て充足する必要はなく、夫婦の一方を欠く父子のみや母子のみであっても、親又は子あるいは双方を欠く夫婦のみであっても、血縁関係を欠く養親子であっても家族に含まれる』というただし書きを付け加えているのである⁷⁾と書かれている。それが、今回、学生の意見の中でも4名の学生が「血のつながりがなくてもお互いが信頼信用して大切にしあえ、安定、安心して暮らせる人たちが家族となれる」という意見を記述していた。実習で施設を経験した学生もいるのでそのような意見が出たのだと思われるが、「家族」を考える上で非常に重要な事だと思われる。また、1990年代以降の定義として、新保・小林(2016)は、「特徴的なものとしては、家族とは、関係において情緒的な満足を得られる限り持続される関係を指すようになってきているというものがある。『A. ギデンズ1995』、これは、家族の関係をとり、情緒面での満足(精神的な安らぎや癒しなど)があるからである」と述べている。

今回の受講前の「家族とはなにか」という質問で、学生の意見から1990年代の「家族の定義」そのものである。また、学生の親の世代の背景も十分に考慮しなければいけないと思われる。第2次ベビーブーム前後に生まれている親が多いが、今回は統計をとっていないので確定的なことは言えないが、その時代に生まれて育っていることも今の学生の子育てにも少なからずとも影響はあると考えられる。

「家族」とは、社会の変化によって「機能」も変化している。元々あった家族の機能は、家族のもとを離れ、多くの機能を持たなくなってきたといわれている。「集団」というより「個人」という考えになってきているのではないだろうか。

しかし、少数の学生の意見ではあるが、「血のつながりがなくてもお互いが信頼信用して大切にしあえ、安定、安心して暮らせる人たちが家族となれる」という意見がある限り、保育に関わる学生に関しては「保育実習」から学んだとはいえ「家族」を考えるにあたっては、重要な意見であり、講義の中でこの意見を紹介することができるとい

うことは、「家庭支援論」を教える側にも大変な学びとなる。

次に「実習を終えてどのような家庭支援が必要か」という質問に対しては、「家庭の事情にあった支援(個別の対応)」、「家庭と保育所の間で情報を共有できる(連携)」、「悩みを打ち明けられる人がいることは良い」、「子どもにも家庭にとっても心の支えになり、寄り添う」、「子どもの保育所での様子を伝える」等が、上位にあげられる。

「家庭にあった個別対応」である。実習を通して様々な家庭があり、その家庭で生活している子ども達のことを目の当たりにして経験した意見である。家庭と保育所で情報の共有であることが「連携」ということであり、連携をとりながら子どもを保育していくことの重要性を理解していると思われる。「子どもにも家庭にとっても心の支えになり、寄り添う」という意見に関しては、「子ども」のみならず「保護者」に対しても「寄り添う」事の必要性を理解し、また、「悩みを打ち明けられる人がいることは良い」、という意見からも「相談援助」という事の重要性を感じている。国籍の違い、多文化についての支援も必要であると書かれていたが、現代の課題であることも同時に理解をしてもらいたい。また、障害を持った家庭の支援についてもしっかりとした意見を述べていた。これは、障害児の子育てに悩んでいる保護者にとっては、大変心強い意見であり、発達に関した知識も資質向上の1つとして学生に今後期待をしたい。

しかし、意見の多くは「子ども」の保育が主であり、「保護者」に対する意見であった。表1-1からは、「地域」、「地域の子育て」については、全く意見が述べられていなかった。

受講後のレポートはかなりの記述あった。記述の内容も3つのカテゴリーにわけることができた。

1つめのカテゴリーは、「保育所で日常の保育」が主であったので「日常の保育」とした。一番意見が多かったのが、「保護者は、答えを求めているのではなく話を聞いてほしい、共感することが大

事である親身になって保護者の話を聞き、気持ちに寄り添う。否定的な言葉を使わずに共感をしていく」ある。このことは、「子どもだけ」のことでなく「保護者の子育てについて」に対する記述である。日々働きながら子育てをする大変さを感じ、「保育者」、または「支援者」としてどのように関わって行くことが重要であるかが、理解できて来ているように思われる。

「寄り添う」という言葉は、受講前にも出てきたが、「否定的な言葉を使わない」、「共感」するという言葉は、出てきていなかった。受講後に出てきているというのは、「寄り添う」という言葉からより「具体的」なことを理解していると考えられる。

「具体的」などというのは、「否定的な言葉を使わない」という意見のことである。保護者の話をまず「傾聴」し、「受容」することの大事さを言っているのである。講義の中では、何度か話をしてきたことである。

次に「子どもと保護者の今後を見据えて保護者の子育て力を高め、子育てに自信をもって子どもとの生活に喜びを見出せるようになること」という点に注目をしたい。「子育て力を高める」、「子育てに自信を持って」、「子どもとの生活に喜びを見いだせるようになること」を支援することが、数名記述されていた。これは、「家庭支援論」の講義の中で一番学んでもらいたいことである。「家庭支援の必要性」中に「生活の主体である家庭が持つ力」という項目がある。ここでは、家庭が本来持っている「つながりの力(power of cohesion)」を支援することである。そこで以前から「エンパワメント」の重要性を講義してきているので学生には、安梅(2010)の「『エンパワメントの8原則』を資料として配布をした。「(1) 共感性、(2) 自己実現性、(3) 当事者性、(4) 参加性、(5) 平等性、(6) 戦略の多様性、(7) 様々な状況への適応性、(8) 継続性」⁸⁾と述べられている。この8原則は支援する側にとっては、非常に重要な原則であり、学生にも理解ができるように伝えた。それが、今回のレポートの結果としてつながったことは、「家庭支援論」の講義の意義のあり方に繋がる。

次のカテゴリでは、具体的に学生は記述していた。

2つめのカテゴリは、「②保育相談等・専門機関との連携について」である。「専門的な知識・技術をもって子どもや保護者に適切な支援を行う、保護者が相談しやすい環境をつくる、ソーシャルワークの活用、相談援助」、「色々な社会資源、専門機関との連携、社会福祉制度について理解をし、必要な保護者に紹介する、児童家庭福祉サービスなどを理解する」とあった。

これは、専門機関としての保育所、福祉事務所、保健所、児童相談所等、また、それに関係した法律、制度、そこに关わる人々の民生委員、保健師、保育士等を含めて「社会資源」であることを説明した。学生たちのほとんどが、「社会資源」の意味を知らなかった。相談を受けても保育士が保育所で解決をする事のみだと思っていたが、そうではなく、保護者一人ひとりの課題に合わせて他の専門機関と連携することが、課題解決の方法の1つであり、それをするのが保育士の仕事であることも理解したようである。

また、相談を受けるにあたって「相談しやすい環境作り」という意見もあり、保育士同士が連携をとり、保育所全体で保護者支援に取り組むという役割を果たす必要性もうかがえた。相談・助言など、子育て支援のために保育士や他の専門性を有する職員が「ソーシャルワーク機能」を果たすことも必要となり、その機能は、主に保育士がすることになる。しかし、保育所や保育士は、ソーシャルワークを中心に行う専門機関や専門職ではないのでこの点においては、「ソーシャルワークの原理、知識、技術」への理解を深めていくことで支援をしていくこととなるのである。

2008(平成20)年の第3回の保育所保育指針改訂⁹⁾で次のように書かれている。

6章 保護者に対する支援

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
 - (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
 - (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共

有すること。

- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
 - (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
 - (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
 - (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
 - (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
 - (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
 - (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。
 - (4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
 - (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、

保護者の希望に応じて、個別の支援を行うよう努めること。

- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

3. 地域における子育て支援

- (1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）

(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施

(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

イ 一時保育

- (2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。
- (3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること⁹⁾。

3つ目のカテゴリーは、「③地域との連携について」である。

これが、受講前のレポートと一番の違いである。受講前のレポートには「地域」という言葉は出てきていなかった。「保護者の子育て不安や負担を軽減、解消するためには身近な地域での支援が必要」、「子育てをめぐる環境の厳しさが増しつつある中で将来の社会経済への影響が一層深刻になるから家族にとっての社会環境が大切である」、「地

域の子育て支援に参加することが大切である」、「地域と子育て家庭との連携が大切で地域は支援の幅を広げる、地域の子育て支援の強化」が上位を占めていた。

新保・小林(2016)「家庭支援論」の中では、『『地域社会の変容と家庭支援』という項目から少子高齢化の進行と世帯構成の変化が進行をし、従来の生活サイクルに囚われない多様な生き方、暮らし方がみとめられるようになるが、一方では、伝統的な血縁、地縁を基盤とした社会的な繋がりにもとづいた地域の『支え合い』の機能が低下、弱体化してきている』と述べられている。「地域の中で子育てをすることの重要性」がわかり、同時に在宅支援についても考えるようになってきている。

また、地域の子育て支援として「子育てサークル、大学等で行われている子育て支援」をあげており、本学の保育科も子育て支援として「キッズガーデン」を年間4回行っており、学生もボランティアとして参加をしている。学生にとって最も身近な地域の子育て支援である。そして、保育士としての経験からの事例、保育所で在宅の乳児を対象にした「すくすく赤ちゃん」、園庭開放等を講義の中で学生によりわかりやすく説明を行った。

このように受講前と受講後では、「子どもだけでなく、保護者に対する支援」、「専門機関との連携」、「社会資源の意味」、「相談援助」「地域のとのつながり」等が大きく違っていた点である。受講前は、学生の意識が、「保育所」等のみに向かっていた。しかし、「家庭支援論」の受講後は、学生の意識が、保育所のみならず、「地域」へと意識が向いているということが結果からはっきりとわかった。つまり、学生の意識変容である。

そして保育所保育指針にある「地域における子育て支援」へ意識が講義を通して広がったと思われる。学生は、実習で、目の前の自分の課題で精一杯かもしれないが、「子どもの最善の利益」を目指すには、これからの保育所の役割、保育士としての役割を知識として理解するには、「家庭支援論」の講義でより専門性を高めていく必要性を実感した。

これらのことから本研究の目的である「家庭支援論」の意義がここで明らかになったと言えるだろう。

7. 今後の課題

今後の課題としては、学生がどういう点が、わかりにくく、実体験が少ないのでどういう点を強化していくとよいかということ。「家庭支援論」という講義の中で知らせていくことが今後の課題であると思われる。

やはり「地域の子育て」という点では、「家庭支援論」から知識を得ることで実習に生かせることが良いと思われる。

学生も地域の子育て支援としての本学保育科の「キッズガーデン」に参加することにより、在宅の保護者がどのような事を期待し、また、相談、助言を求めているかがより一層わかるのではないだろうか。

社会における課題は山積しており、それを保育所の保育士がどれだけの力を発揮すれば解決するのであろうかと考えると保育者という役割は、重責である。しかし、他機関との連携を密にし、役割をシェアしていくことも重要である。地域の力は、ソーシャルキャピタル、コミュニティといった「つながり」を積極的に作って行かなくてはならないだろう。今後の大きな課題とも言えると思われる。

8. おわりに

レポートの中には、「家庭支援をするなかで難しい点はなにか」ということも質問をした。やはり経験の少ないことが不安なことの一番に挙げられていた。

しかし、どんな仕事であっても初めはだれもが不安である。その不安やわからないことを文献や研修等で知識として学ぶ事が大切だと思う。「学習」、「学び」は必ず自分の力となって現場で発揮できる。

そして、どんな些細なことでも見逃さずに子どもをしっかりと保育をすることで子どもも保育者も共に成長をすることが何よりも大事であると思

われる。

若い保育者は、不安なことも多いだろうが、「家庭」の「支援者」でもあることが、「子どもの最善の利益」であることを理解して現場で活躍することを願っている。

〈引用文献〉

- 1) 神戸市保健福祉局（現こども家庭局）（2011）『保育所保育指針神戸市版解説書』 p 18
- 2) 神戸市保健福祉局（現こども家庭局）（2011）『保育所保育指針神戸市版解説書』 p 11
- 3) 徳広圭子（2010）論文『保育者養成と家庭支援論・保育相談支援』岐阜聖徳学園大学 ci.nii.ac.jp/naid/110008151271 p 131
- 4) 徳広圭子（2010）論文『保育者養成と家庭支援論・保育相談支援』岐阜聖徳学園大学 ci.nii.ac.jp/naid/110008151271 p 132
- 5) 徳広圭子（2010）論文『保育者養成と家庭支援論・保育相談支援』岐阜聖徳学園大学 ci.nii.ac.jp/naid/110008151271 p 132
- 6) 保育士養成課程等検討会（2010）『保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）』厚生労働省 p 7
- 7) 監修公益財団法人 児童育成協会 新保幸男・小林理編集（2016）『家庭支援論』中央法規 p vii～xii
- 8) 安梅勅江（2010）『エンパワメントのケア科学 当事者主体チームワーク・ケア』医歯薬出版株式会社 p 6～8
- 9) 神戸市保健福祉局（現こども家庭局）（2011）『保育所保育指針神戸市版解説書』 p 132、135、140

〈参考文献〉

- ・大嶋恭二・金子恵美 編著（2011）『相談援助』建帛社
- ・安梅勅江（2010）『エンパワメントのケア科学 当事者主体チームワーク・ケア』医歯薬出版株式会社
- ・柏女霊峰（2015）『子ども家庭福祉論』誠信書房
- ・徳広圭子（2010）論文『保育者養成と家庭支援

論・保育相談支援』岐阜聖徳学園大学 ci.nii.ac.jp/naid/110008151271

- ・保育士養成課程等検討会（2010）『保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）』厚生労働省

〈参考資料〉

- ・山村けい子（2016）修士論文『保育ソーシャルワークの実践と考察』神戸大学